資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月十七日

神奈川県大和市中央林間三丁目八番五号

有限会社ＫＤＩ

代表取締役　小林　裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月九日

掲載頁　六十二頁（号外第二二〇号）

平成二十五年十月十七日

石川県金沢市問屋町一丁目八番地

株式会社橋爪商会

代表取締役　橋爪弥寿雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少し一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十八日

掲載頁　九十頁（号外第一五五号）

平成二十五年十月十七日

福岡市博多区築港本町三番二四号ジープロジェクト天神第三一

オリエントキャピタル株式会社

代表取締役　山本　親幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十五年十一月二十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月十七日

東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地三

株式会社ズーム

代表取締役　飯島　雅宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十七日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一四番五号

東日本開発株式会社

代表取締役　菅原　一博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月十七日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

株式会社ウィルグループ

代表取締役　池田　良介

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十一月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月十七日

愛知県半田市新居町三丁目八八番地

株式会社トーザン

代表取締役　新美　佐利

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木学が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月十七日

東京都世田谷区深沢四丁目九番一八号

アリタリア・リネエ・アエレエ・イタリアーネ・エス・ピー・エイ

日本における代表者　鈴木　学

限定承認公告

本籍埼玉県八潮市緑町五丁目一九、最後の住所埼玉県八潮市緑町三丁目一六番地四ヴィラベール一〇四号室　被相続人　亡　山本みつゑ

右被相続人は平成二十五年七月五日死亡し、その相続人は平成二十五年十月四日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十七日

埼玉県ふじみ野市大原一―一―一一

限定承認者　西條みどり

限定承認公告

本籍東京都目黒区下目黒四丁目五五七番地、最後の住所東京都練馬区中村南二丁目三番一二号美乃和荘一〇一

被相続人　亡　志賀　耿次

右被相続人は平成二十五年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年十月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十七日

東京都練馬区中村南二丁目三番一二号美乃和荘一〇一　相続財産管理人　志賀　昭子

限定承認公告

本籍名古屋市北区杉村一丁目二六〇四番地、最後の住所名古屋市北区上飯田通二丁目四〇番地の一上飯田市街地住宅四〇八号

被相続人　亡　小林　勝義

右被相続人は平成二十五年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十月四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十七日

名古屋市東区出来町一丁目四番三号市営新出来荘五〇三号

相続財産管理人　小林　博

限定承認公告

本籍佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺四七三番地、最後の住所佐賀県鳥栖市原町九七五番地三　サンヒルズ二〇三

被相続人　亡　池田　千佳

右被相続人は平成二十五年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十七日

佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺四七八番地

限定承認者　池田ムツ子

訂正公告

平成二十五年十月十日掲載の株式会社洛斗コーポレーションに係る資本金の額の減少公告中、「効力発生日は平成二十五年十一月十三日」とあるは「効力発生日は平成二十五年十一月二十日」、「京都市伏見区小久保町二一〇番地」とあるは「京都市伏見区深草小久保町二一〇番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月十七日

京都市伏見区深草小久保町二一〇番地

株式会社洛斗コーポレーション

代表取締役　畑　尚樹

訂正公告

財団法人大阪医療技術学園に係る平成二十五年十月二日（号外第二二四号）掲載の解散公告（第一回）、同年十月四日（号外第二二六号）掲載の解散公告（第二回）、同年十月八日（号外第二一九号）掲載の解散公告（第三回）中、清算人「緑川　正博」とあるは「浮舟　邦彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月十七日

大阪市中央区島之内一丁目一〇番一五号

財団法人大阪医療技術学園

清算人　浮舟　邦彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五二			七号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）	平成二十五年九月三十日法務省告示第三百五十七号（日本国に帰化を許可する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十七日付第二二五号六　四ページ●同日付政府調達第一九五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）